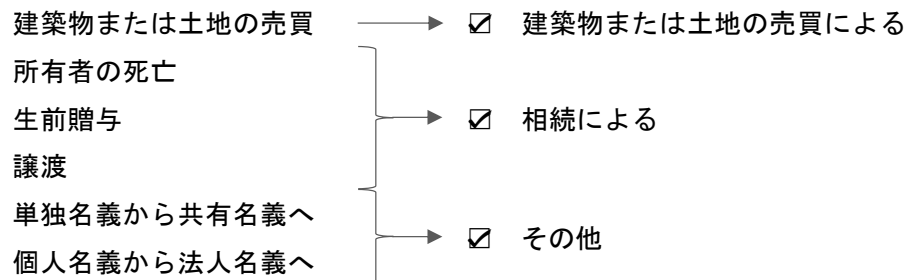


給水装置所有者変更届手引き書

変更理由	必要なもの	旧所有者の捺印	
建築物または土地の売買	登記簿謄本・売買契約書	×	
所有者の死亡	→ 登記が済んでいる	登記簿謄本	×
	→ 登記が済んでいない	-	×
	→ 登記が済んでいない → 新旧所有者の名字が異なる	新旧所有者の関係が確認できる資料(戸籍謄本など)	×
生前贈与	→ 登記が済んでいる	登記簿謄本	×
	→ 登記が済んでいない	-	○
譲渡	-	○	
単独名義から共有名義へ	-	○	
個人名義から法人名義へ ※法人の代表者であることが条件	-	○	

※ 変更理由の区分は次のようになります



次の場合は所有者変更が2回必要です

① 個人が土地付き建物または更地を購入(相続)し、親族へ給水装置の所有権を譲渡する場合

1回目の変更

変更理由	必要なもの	旧所有者の捺印
建築物または土地の売買	登記簿謄本・売買契約書	×
所有者の死亡	登記が済んでいる	×
	登記が済んでいない	-
	<ul style="list-style-type: none"> → 新旧所有者の名字が同じ → 新旧所有者の名字が異なる 	
生前贈与	登記が済んでいる	×
	登記が済んでいない	○



2回目の変更

譲渡	-	○
----	---	---

※ 給排水工事申請に伴う所有者変更の場合、給排水工事申請書の利害関係人承諾欄に土地所有者の署名と捺印が必要です。
(土地所有者と給水装置所有者の間に利害関係が生じるため)

② 個人が土地付き建物または更地を購入(相続)し、連名で給水装置の所有権を得る場合

1回目の変更

(上記参照)		
--------	--	--



2回目の変更

単独名義から共有名義へ	-	○
-------------	---	---

※ 給排水工事申請に伴う所有者変更の場合、給排水工事申請書の利害関係人承諾欄に土地所有者の署名と捺印が必要です。
(土地所有者は共有名義ではなく単独名義となり、土地および給水装置の所有者と給水装置のみの所有者の間に利害関係が生じるため)

(注意) 取引関係のある個人または法人から給水装置指定工事事業者への所有者変更は禁じております。